



# キャスト・ミャンマー・ニュース CAST MYANMAR NEWS

2015年1月18日号  
[2015] 001

## 1914年ミャンマー会社法の改正



弁護士法人キャスト  
弁護士 外山香織  
キャストコンサルティング(ミャンマー)有限会社  
コンサルタント シュエ・ウィ・イー

現在ミャンマーでは、アジア開発銀行の支援の下、現行の1914年ミャンマー会社法の改正作業が進められています。2015年最初のNews Letterでは、投資企業管理局（the Directorate of Investment and Company Administration. “DICA”）より発表されました会社法改正の概要の主なポイントをご紹介します。

### （1）基本アプローチ

今回の会社法改正は、現代の商実務及び国際化に沿った法の現代化と、会社に適用される方針・手続等の明確化が主要な目的とされています。

現行法はイギリス統治時代に制定されていることからコモン・ローの影響を受けたものとなっていますが、今回の改正においても、法律の構成自体は大きく変更されるものの、現行法の原則は可能な限り維持するという前提に立ち、基本概念は引き続きコモン・ローに基づくものとなります（改正作業においても、シンガポール、英国、オーストラリア等の他のコモン・ロー圏の会社制度が検討され、取り入れられるようです）。

改正会社法では、会社法の遵守責任は主として会社自らが負い、DICAは規制機関として株主と共に監督的役割を負うこととなります（DICAの監督機能をサポートするための事項、たとえば処罰規定、取締役資格剥奪命令、検査権限等の規定を設けることが検討されています）。

また、現在法に明確な定めがなく裁量による会社の設立及び運営に関するルール等についても、規定が置かれることとなります。

## (2) 優先的改正分野

改正会社法は、有限責任私会社の設立、企業統治、運営、財務等に関する規定の改正に焦点となっており、その主要分野として以下の事項が挙げられています。

- ① 会社登記事項の明確化及び登記手続の改良
- ② 「事業目的」の記載方法の緩和(基本定款における限定的な事業目的の記載を要しない)、  
営業許可 (Permit to Trade) の撤廃等による会社の事業の柔軟性の向上
- ③ 株式及び資金調達柔軟性の向上  
利用可能な株式の種類の特定、取締役に対する新株発行権限の付与等
- ④ 会社運営の現代化  
株主総会、取締役会の開催に関する事項、財務報告・記録保管に関する枠組みの明確化等
- ⑤ 企業統治の強化  
取締役の義務の明文化、決算報告・監査、少数株主の保護等
- ⑥ 会社情報の公開  
透明性促進を目的とした、取締役、株主、株式資本等の情報の一般公開及びオンライン化

上記を見る限り、改正会社法は、現行法と比べ外国企業にとっても違和感のない内容となっており、より詳細な情報が待たれます。

DICAによる会社法改正のブリーフィング(英語)は以下のHPにより入手可能であり、改正法のドラフトもDICAより順次発表される予定です。

<http://dica.gov.mm.x-aas.net/>

以 上

---

上記情報に関するご相談の他、キャストグループのサービスに対するご意見、ご質問、ご要望、ご提案、お気づきの点がございましたら、お気軽にご連絡をお願い申し上げます。

【本ニュースに関するお問い合わせ】

**キャストコンサルティング(ミャンマー) 有限会社**  
No.244/254, Room(102), 10 floor, Mingalar Condo, Seikkantha Street(Upper), Kyauktada Township,  
Yangon, Myanmar  
TEL +95-1-392789~90 担当: シュエ、ノー  
E-mail: [info@cast-consulting.com.mm](mailto:info@cast-consulting.com.mm)

※1 本資料におけるミャンマー法に関する情報は、法文の記載内容、ミャンマーにおける関係局への聴取結果によります。

※2 本資料に関する著作権は弊社グループ又は弊社グループに所属する作成者に属するものであり、本資料の無断引用、無断変更、転写又は複写は固くお断りいたします。

【キャストグループ】 法務・労務・会計・税務のワンストップサービス <http://www.cast-group.biz/>  
ヤンゴン 東京 大阪 北京 大連 上海 蘇州 広州 深セン 香港 ホーチミン ハノイ